

不干渉政策の成立について

——フランス外交文書集を中心に——

平 瀬 徹 也

一

1

一九三六年のスペイン内乱勃発に際してフランス人民戦線内閣が採用した「不干渉」政策の起源について、筆者は数年前に当時利用し得た文献史料に基づいて一応の総括を試み、イギリス政府の圧力を重視することへの強い疑問を提出した⁽¹⁾。しかしながら、この問題を解明する上で当面もつとも重要な史料である仏英外交文書集が当時未公開であったこともあり、多くの点で断定を避けざるを得なかった。それにも拘らず敢えて筆を執ったのは、フランス外務省の文書類が第二次世界大戦の戦火により多数失なわれ——一九四十年のパリ陥落直前にケー・ドルシーの中庭で慌しく焼却された——、在外公館に残された文書を取り集めてその編纂事業がすすめられているが、「それは多くの時間を要する」とのことであったので、⁽²⁾早急な刊行は期待薄と——いささか早まって——判断したためであった。⁽³⁾ところが、拙稿が書かれていたと同じ頃、フランスでは第二次大戦に先立つ時期の機密外交文書集の刊行がようや

く開始され(一九六三年)、スペイン内乱に関連の深い巻(第二シリーズ・第三巻)も、やゝ遅れて一九六六年に刊行されたのであった。⁽³⁾ またこれと前後して、同文書集の刊行委員会議長でもある外交史家・ルヌーヴァン教授が、「第一次レオン・ブルム内閣の対外政策」と題した論文を發表している。⁽⁴⁾

この他には、史料的价值において外交文書集より劣るとはいえ、ブルム首相の側近であったアンドレ・ブリュメル André Blumel シエフ・ド・カピネ 官房長官とジュール・モック Jules Moch スクレテール・ジエネラル・デュ・グヴェルヌマン 政府事務総長(ついで総理府長官)の証言も發表された。⁽⁵⁾

これに対し当該時期のイギリス外交文書集は未だ刊行されていない。またフランス側の文書集も後述するようにそれほど多くの事実を明らかにしてはいない。しかし筆者としては、その後明らかとなった部分だけでも紹介し、前稿の不明確な箇所を訂正したいと考えながら今日まで果せなかつたので、ここに機会を得て紹介の筆を執ることにした。したがって本稿は前稿のいわば補論をなすもので、事件の経過そのものは一切省略されていることを予め断っておかなくてはならない。⁽⁶⁾

二

最初にスペイン内乱勃発直後の七月二三―二四日にロンドンで開かれたイギリス・フランス・ベルギー三国会談は従来タブイヤベルらによりイギリス政府の内乱非介入の立場が主張された最初の機会とされて来たところであるが、フランス外交文書集に収載されている兩日の三国会談の議事録はもっぱらドイツ・イタリアに対する新ロカルノ協定の提唱の問題に終始し、スペイン問題は全く取上げられていない。⁽⁷⁾ したがって少くとも正式討議の場では、イギリス政府が不干涉を採用しようこの機会を利用してフランス側に働きかけていないことはほぼ明らかとなった。この点で

はイーデン回顧録の主張は裏付けられたといえる。

これに対しモックは、「そこではスペインは問題とならなかった。だが、私的会談でフランス側は、スペインへのあらゆる干渉に対するイギリス側——ポールドウィンとイーデン——の敵意に出会った」と主張しており、前記のシンポジウムでロベール・ブルム（首相の息子）も同じことを主張している。⁸⁾ブリュメルは全く言及していない。

次に、前稿でコット空相の回顧録とブルム首相の戦後の議会調査委員会での証言に主に依拠して紹介した七月二五日のフランス政府の閣議については、本文書集には閣議の議事内容そのものを伝える文書は当然ながら含まれていない。しかし閣議の決定事項を各部門に周知させた文書が計三篇ある（七月二六日付のデルボス外相よりオリオール蔵相あて電報。同二七日付の外相よりエルベット駐マドリッド・仏大使あて訓令。同日付の外相より二四か国駐在の仏大使たちあて訓令）。¹⁰⁾

その内容は三者とも同じで（とくに後二者は表現もまったく同一）、「スペイン向けの陸空両軍用軍需資材の引渡しはすべて、それが国家所有のものであれ私企業所有のものであれ禁止される。ただし、ある種の先例にならって、私企業によりスペイン政府に供給される非武装航空機の輸出はひきつづき許可される」というものである。ちなみに、この立場はイギリス政府のそれと同一である。コルバン駐英大使によれば、イギリスもスペイン向けの軍需資材引渡しを禁じながらも、企業による「商業機」^{アヴァイオン・コメルシオー}の供給を許可している。¹¹⁾

これに対し、八月一日の閣議は、「不干涉の共同ルールの採用」のため列国政府に訴えることを初めて正式に決定したほか、イタリヤによる反乱軍援助の証拠にかんがみ、政府の訴えが列国により受諾されるまで、七月二五日の政府決定に対し「評価の自由 *liberte d'appréciation*」を保留すると決定したことが、各国駐在仏大使への訓令によって確認されるが、¹²⁾八月三日付のデルボス外相よりオリオール蔵相あての連絡は、一日の閣議が武器輸出を禁じた七月二五日の決定を取消すと決定した故に、税関の取扱いを通常の規則に従っておこなうよう要請している。¹³⁾したがってフランス政府の立場は列国への不干涉提議に一方でふみ切りながらも、武器供給に限っていえば七月二五日以前に逆戻りしたわけである。

さて、不干涉提議にふみ切ったフランス政府は当然のことながら各国駐在フランス大使館にこの主旨で働きかけるよう訓令しているが、イギリス政府の理解と賛同を早急に得るよう再三にわたり駐ロンドン^{シャルジュ・ダフエール}代理大使ロジエ・カンボン Roger Cambon に要求しているのは重要である(八月二日付のデルボスからカンボンあて電報。八月四日付デルボスからカンボンあての至急電報。同日のカンボンからデルボスあての返電¹⁴)。例えば八月二日付の電報で外相は「スペインの対立諸勢力に軍需資材を——それが私企業のみによるものであっても——供給するための列国の競争の発展がもたらしかねない危険を貴下は強調されたい」、「現下の状況が要求する働きかけ^{デマルシユ}の緊急性が……前もってロンドン政府と協議することを我々に許さなかったことを大臣に知らせるよう貴下は留意されたい」と訓令しており、四日にも同じように外相は、「スペインの事態の発展が現在もたらしている平和にとっての危険をイギリス政府に示すため、緊急に執拗な働きかけをおこなうよう貴下に要請する」と訓令している。これに対し同四日、カンボンも「中立に関してとられたイニシアティヴはフランスのものである *l'initiative prise en matière de neutralité est française*。それ故、イギリス政府はそれを実現する労を我々に委ねるのが適当であると考えている。」と外相に返答している。一体、イギリス政府の圧力の下に不干涉提議が採用されたのであれば、兵器援助競争から生ずる「危険」を他ならぬイギリス政府にこれほど強調する必要がどこにあるであろうか。結論は既に引用文中に明らかである。

三

さて、イギリス政府説得のため派遣されたダルラン使節団については、八月五日イギリス海軍省でおこなわれた両国会談の報告が収められている¹⁵。会談はフランス側もイギリス側も各三名出席しているが、発言者はもっぱらダルラ

ン提督とチャトフィールド提督の両軍令部総長である。(前稿でチャトフィールドの職名 First sea Lord を海軍大臣と訳したのは誤りであった)。

報告書によるとダルランはたしかに——ブルムがのちに議会調査委員会で語ったように——、スペインにおける反乱軍の勝利が英仏の国家的利益にとり危険なものとなるとの危惧を表明している。また、とくに内戦が長期化した場合、イタリアがバレアリス諸島を、ドイツがカナリアス諸島を手中におさめるために行動を起こすのではないかとの憂慮を語っている。しかし、かれは同時に、「スペインにおける共産主義の勝利も同様に望ましくない」、「英仏の利益にとっての最善の解決策は、マドリッドにおける、住民中の種々の要素に支持される民主的政府の出現であろう」として、現在のマドリッド政府を無条件に支持する気持のないことをほのめかし、さらに人民戦線側とナシヨナリスト側の間の調停を図れないものかと自問している。ともかく、それ以上、何の重要な具体的提案もしていない。かれ自身最後にわざわざ、かれのロンドン訪問はイギリス海軍省またはイギリス政府への何らの要請をも含むものではなく、「フランス海軍省だけがそのイニシアテイヴをとった情報使節 *une simple mission d'information* ではない。」と付言して自らその重要性を否定しているのであって、全体的印象としても到底強力な働きかけといった性格のものとは思われない。

次に、従来しばしば重視されてきた駐パリ・英大使サー・ジョージ・クラーク Sir George Clerk のフランス政府に対する警告——フランスがスペイン共和国に対する武器援助の結果、独伊と戦争状態に入った場合、イギリスはロカルノ条約によるフランス援助義務を解除されたものと看做すと通告したとされた——については、あらたにブリュメルもモ¹⁶もこれを強調している。モ¹⁶はこの通告を閣議で紹介したのはブルム首相自身であったことを明らかにし、「これ(通告)が我々にとって不干渉政策の構想を受け入れた決定的要素であった」とまで語っている。¹⁷

これに関しては、フランス外交文書集に、八月八日付の「イギリス大使とベルギー大使の発言」と題された外務省ヨーロッパ課の覚書¹⁸がある。内容は十七行程度の短いメモであるが、そのうち興味ある部分を引用すれば、「昨日、サー・ジョージ・クラークは、スペイン問題に対するかれの政府の憂慮をイヴオン・デルボス氏に卒直に語った。不

干渉のための協定の完成に直ちに進まねばならず、——とりわけ、すべてを危険にさらす武器供給はその間実施されるべきではない」。『兩名(イギリス大使とベルギー大使——平瀬)は、スペイン問題におけるかれらの共感^{アンタクト}は反乱軍——かれらのみがアナキーとソビエトの影響力とを阻止することができると考えられる——にあることを隠していない』。

以上によれば、イギリス大使がフランス側のスペインへの武器供給に反対であること、むしろ反乱軍側に好意を抱いていることは明らかであるが、ロカルノ義務云々といった威嚇は使用していない。この直後に武器供給の全面停止が決定されるのであるから、フランス側がこの働きかけを重視したことは事実であろうが、水鳥の羽音に驚いた感があると言つては言い過ぎであろうか。少くとも、この通告が不干渉提議の「決定的要素」であつたとすることは日付から言つて不可能であろう。英外交文書集の刊行まで断定は避けねばならないが、シンポジウムでのルノーヴァン教授の発言によると、同教授はこの点でイギリス側の文書が何らかの手掛りを与えるのではないかと考え、イギリス政府に照会したところ、結果は否定的であつた *le résultat a été négatif* とのことである。¹⁹⁾

次にブリュメルとルノーヴァンが指摘し筆者が前稿で言及しなかつた(気付かなかつた)チャーチル W. Churchill のブルムあての警告とポールドウィン S. Baldwin 首相のルブラン大統領あての警告という二つの事実を検討したい。前者すなわちチャーチルの警告とは、七月三十一日にかれがコルバン駐ロンドン・仏大使にあてたもので、ブリュメルの覚書によれば「もしフランスがマドリードの現政府に飛行機を送り、独伊側がその反対の方向で介入するならば、当地の支配勢力が共鳴するのはドイツ、イタリアとであり、かれらが疎隔するのはフランスとである。」という内容であつた。²⁰⁾この時チャーチルがフランス側の武器買却を阻止しようとしていささか異常とも言える熱意を示したことは疑いない。しかし、当時のかれは保守党政府と殆んど関係のない孤立した存在であつたのであり、かれの働きかけを重視するのは当を得ていない。ブリュメル自身の語るところによれば、ブルムとチャーチルの関係はイギリス政府には「あまりに突飛と映つた」らしく、英大使館の特別参事官サー・チャールズ・マンドル Sir Charles Mandl がわざわざブリュメルを訪ね、「ウインストン・チャーチル氏は何物でもなく、物の数に入らず、イギリスではもは

や存在しないことを私はイギリス政府の名において貴下に告げたい」と通告した。⁽²¹⁾したがってこれはチャーチルの全くの個人プレーであり、イギリス政府にとってはむしろ当惑の種であった。

他方、ポールドウィン首相のルブラン大統領あての警告とは、ルヌーヴァン教授が紹介したルイス・ヒメネス・デアスーア Luis Jimenez de Asua の未公刊の覚書⁽²²⁾に出てくるもので、七月二五日の閣議の翌朝ブルム自身が私宅でこのスペイン共和国代表に、武器供給停止の理由の一つとして、ポールドウィン英首相がブルムの頭越しにルブラン大統領に直接呼びかけ、もしフランスがドイツまたはイタリアと戦争状態に入った場合、「イギリスは中立を保つだろう」と大統領に警告したという事実を挙げたというものである。このヒメネス・デアスーアの証言についてルヌーヴァンは「現在われわれにはこの証言を確認することも破棄することもできない」と判断を保留している。⁽²³⁾筆者もまた同じ態度を執らざるを得ないが、当時スペイン共和国側との連絡の窓口であったモックは、「レオン・ブルムはポールドウィンが直接ルブラン大統領に呼びかけたとはおそらく決して言わなかったろう——それはレオン・ブルムにとり異例で不法なジェスチャー un geste inhabituel et discourtois であつただらう」とこれに懐疑的であり、ルブランはブルムからかれの滞英中のポールドウィンの発言の報告をうけたに過ぎまいとしている。⁽²⁴⁾

ついに武器供給の完全な停止にふみ切つた八月八日の閣議については、やはり直接に閣議の様子を伝えるものは外交文書集には収められておらず、九日付の各国駐在仏大使館あてとオリオール蔵相あての二つの文書により、内閣が七月二五日の決定に復帰した⁽²⁵⁾こと、以前認められた例外（非武装機の私企業による買却）さえ今後は承認されないことが知られるばかりである。

これに対し、ブリュメルとモックは、八日の閣議 Conseil des ministres の前日の七日に、スペイン向けの四、五十機の新型ドヴワテイーヌ戦闘機の最後の十三機の引渡しと平行して小閣議 Conseil de cabinet（大統領が出席せず、外交問題を扱わないのが通例）が開かれ、武器の一方的禁輸実施の方針を翌日の閣議に提案することを——引渡し完了の報告を受けつ——決定したこと、この時フランスの工場にはもはや引渡し可能な軍用機は一機もなく——空軍就役中の飛行機の引渡しは一度も問題とはならなかったという——、不干涉の一方的実施の決定はこの事態

の認識の上にとられたものだったと主張している。⁽²⁶⁾

四

以上検討してきたように、フランス外交文書集の公刊により、不干涉採用の事情、七月二三—二四日のロンドン三国会談、ダルラン使節団派遣の時期と討議内容、クラーク駐仏・英大使の通告の時期と内容などいくつかの点で従来不明確であったところが確定し、或は多少その輪郭がはっきりしてきた。そしてそれらの内容は、判明した限りでは、概して、イギリス側の強い外交的圧力を立証するものではなかったと言える。しかし他方で、ポールドウィン首相のルブラン大統領あての警告と言われるもの、チャーチルの個人的働きかけなど、新しい問題点も出現し、従来からあった不明確さは必ずしも解消しはしなかった。今後の研究の前進のためにはイギリス側の外交文書の刊行にまつところが多いが、ポールドウィンやチャーチルの警告の実体は、正規の外交ルートを外れたものであるだけに、外交文書の公表以後も多分に疑問点として残るのではないかと想像される。結論として、大ざっぱに言えば、不干涉提議のイニシアティブをとったのがフランス側であったことはほぼ明らかとなつて来たのに対し、次の段階での不干涉の一方的実施（武器の完全禁輸）の決定に当って、フランス側はイギリス政府の態度表明にかなり影響されたとの印象を受ける。しかしそれがイギリス政府の圧力と呼ぶほどのものだったかは別問題であり未だ明らかではない。

最後に、当時アレクシス・レジエにつぐケー・ドルセーの高官であったルネ・マシグリ René Massigli のシンプジウムでの発言を紹介しておく。史料的价值は高いものではないが、卒直な述懐として聞くに価する。「政府はその首相の意図がどうあれ、かれの好みや友情がどうあれ、（ヒトラーのラインランド進駐に強硬な抗議声明をおこなったサロー内閣と——平瀬）同様に瓦解するだろう。なぜならフランスは抵抗できる状態になかったから。そして不

干渉政策が立案されたのはこのためである。我々は大した幻想を抱いていなかった。我々はそれが多分におとりであることを知っていた。あるいは偽装カムフラージュと言いかえてもよい。それはうわべをつくろうこと、前言否認や全面的恥辱を避けることを可能にするだろう。⁽²⁷⁾「そうであれば、のちに干渉協定の侵犯が明白となった時にも、フランス政府があくまでこの虚構にしがみついたのも当然であったのであろう。

註

- (1) 「ブルム内閣とスペイン内乱——とくに干渉の成立を中心に——」(「西洋史学」第六十二号所収・一九六四年)これは僅かの加筆(ブルムのリュナ・パルクでの演説)以外はそのまま、山本桂一編「フランス第三共和政の研究」(有信堂・一九六六年)中の拙稿「フランス人民戦線をめぐる諸問題」の第三章として収められている。
- (2) J. - B. Duroselle ; Histoire diplomatique à nos jours, Paris, 1953, 3e édition, 1962, p. 695.
- (3) Ministère des affaires étrangères ; Documents diplomatiques français 1932-1939, 2e Série (1936-1939), Tome III (19 juillet-19 novembre 1936), Paris, 1966. 以下、D. D. F. と略記。ヤントウの巻名の引用は、その巻名の略称である。
- (4) Pierre Renouvin ; La politique extérieure du premier gouvernement Léon Blum (Actes du Colloque ; Léon Blum chef de gouvernement 1936-1937, Paris, 1967. 所収)本書のもととなった同名のシンポジウムは内外の学者、関係者を集めて一九六五年三月二六―二七日にパリで開催された。また本書には、ルヌーヴアンの報告に対する会議参加者の有用な討議が収められている。
- (5) ブリュメルの一九六四年九月二二日付の覚書は George Lefranc; Histoire du Front populaire, Paris, 1965, Annexe No. 17, pp. 460~466. 所収。ミックの場合には Jules Moch, Le Front populaire, Grande espérance……, Paris 1971. (ミックには Rencontre avec Léon Blum, Paris, 1970 としてブルム回想記があり、スペイン問題でも一章をあてられているが、記述はより簡略)

- (20) La note d'A. Blumel (Lefranc, op. cit. pp. 462~463). なおブリュメルのシンポジウム発言によれば、チャーチルは直接ブルムと何度か、パリで会談もし、ブリュメルも相手をした。Intervention d'A. Blumel (Léon Blum chef de gouvernement. p. 358)ブルムとチャーチルは以後きわめて親密となった。
- (21) Intervention d'A. Blumel (ibid., loc. cit.) 保守党の大物政治家に対する言葉としては驚くほど礼を失ったこの表現がボールドウィンの立腹ぶりを伝えている。
- (22) この覚書の全文は同教授の論文の付録として、Ibid., Annexe II, pp. 409~411にある。かれは当時、フェルナンド・デ・ロス・リオスとともにパリにおけるスペイン共和国臨時代表であった。
- (23) Ibid., p. 340.
- (24) Jules Moch, op. cit. p. 244.
- (25) D. D. F. Nos. III, 112.
- (26) La note par A. Blumel (Lefranc, op. cit., p. 463), Jules Moch, op. cit., pp. 235~236. ここでモックは七日の小閣議での引渡し続行賛成反対両派の顔ぶれを何人か挙げている。大部分は周知の色分け通りであるが、ダラディエ国防相を「ニュアンスはあ
るが avec des nuances」とことわりながらも反対派に加えているのが注目される。
- (27) Intervention de René Massigli (Léon Blum chef de gouvernement 1936~1937, p. 362).